

# みんなで作ろう下水道

令和5年度版



藤井寺市都市整備部下水道総務課

# もくじ

## 《排水設備》

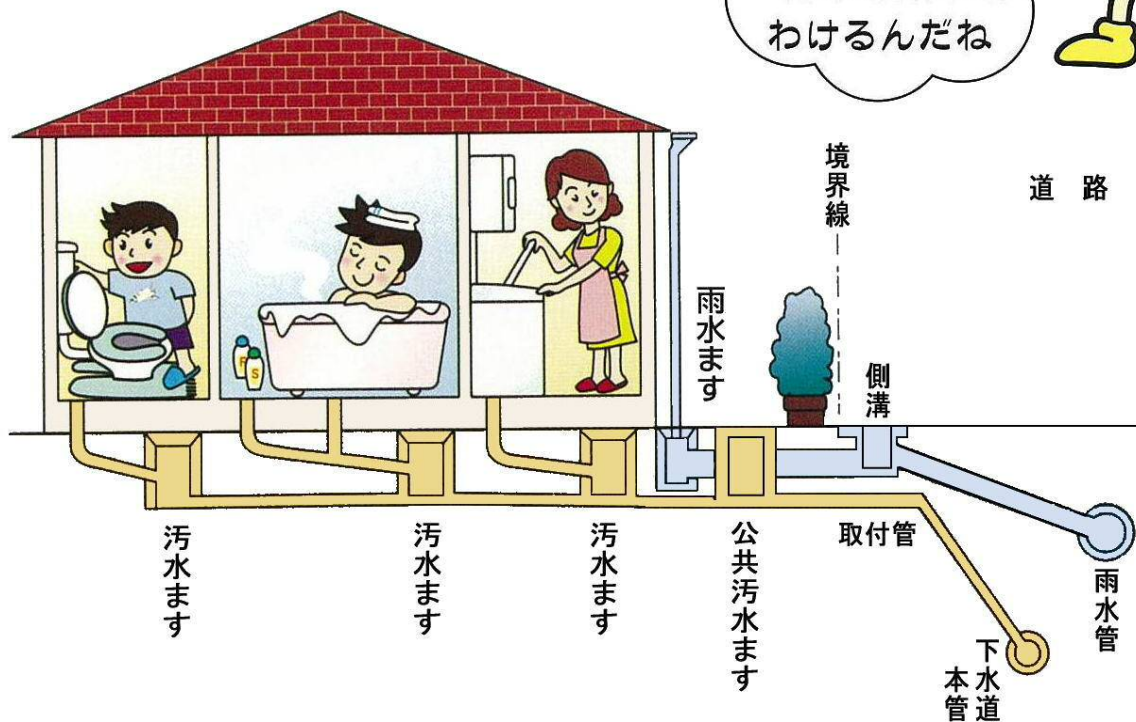
公共下水道と排水設備	1
あなたの義務です排水設備	2
工事は市の指定工事店で	2
工事の申込み～完了	2
下水道を正しく使いましょう	3
下水道使用料が必要です	3
助成制度をご利用ください	4

## 《受益者負担金制度》

受益者負担金とは	5
負担金を納めていただく「受益者」とは	5
受益者申告について	6
1㎡あたりの負担金は460円	6
負担金の納付方法	7
負担金の徴収猶予と減免	8
受益者がかわったとき	8
受益者負担金の申告から納付まで	8
水洗化工事・受益者負担金についてよくある質問	9
水洗便所改造補助金について	11

## 公共下水道と排水設備

下水道は2つの施設から出来ています  
(分流式の場合)



	排水設備	公共下水道
建設	個人(建物所有者等)が宅地の排水管の設置や、水洗便所への改造を私費で行う。	市が公共汚水ます、取付管、下水道本管の設置を公費で行う。
管理	個人が管理する。 手に負えない故障は、工事をした排水設備指定工事店に連絡して、修理してください。 費用は個人負担になります。	市が管理する。 公共下水道の施設の破損、つまりなどの故障は、下水道総務課まで連絡してください。 (ただし、公共汚水ますの日常的管理は個人でも行ってください)

## あなたの義務です排水設備

公共下水道が整備され、下水処理場で汚水を処理することができる区域を「処理区域」とい  
い、市はその区域を公示し、公共下水道の供用開始を行います。

処理区域内の建物所有者には、次のことが義務づけられます。

### ●3年以内に水洗化に

くみ取り便所は供用開始の日から3年以内に水洗便所へ改造しなければなりません。

### ●浄化槽を廃止し下水道へ接続

し尿浄化槽及び合併浄化槽付便所についても、供用開始の日から遅滞なく公共下水道に接続  
しなければなりません。

### ●風呂、台所などの排水も下水道へ

風呂、台所、洗濯などの排水も供用開始の日から遅滞なく公共下水道へ接続しなければなり  
ません。

### ●新築の家は水洗便所が条件

建物の新築などをする場合、建築基準法により「水洗便所」でないと許可されませんのでご注  
意ください。

**※排水設備の設置義務を履行しないときは、罰則が適用されることがあります。**

## 工事は市の指定工事店で

みなさんが行う排水設備の設置や水洗便所への改造工事は、藤井寺市が指定している排水設  
備指定工事店でないとできません。

指定工事店は、法律や条例にあった設備を作るための必要な技術を習得しており、市に対す  
る必要書類の作成提出等の手続きをみなさんに代わって行います。

※指定工事店以外の者が行う工事は違反です。

## 工事の申込み～完了

### ●工事はみなさんが指定工事店に直接申込みます。

1. 指定工事店が、現地調査、設計、見積りをしますので、十分に比較検討し、業者を決めて  
契約してください。その際、単純に「安い見積りの業者にしよう」と思って、工事内容  
を見たところ、現在使用されている既設管を利用したりする場合などもありますので、その  
あたりも勘案しながら検討してください。
2. 利害関係者（地主・家主など）がある場合は、工事を行う前によく話し合って承諾を得て  
ください。※特に共同の排水管を使う場合。
3. 必要書類の作成や提出は指定工事店が代行しますが、みなさんは、書類の内容をよく確認  
したうえで署名や押印してください。

### ●計画確認申請書を市に提出します。 ※指定工事店が代行します。

指定工事店から提出された書類の内容が施工基準に適していれば、確認書を交付します。その  
後、工事に着工してもらいます。

### ●工事のあらまし（一般的な場合の例）

1. 工事を行う日を指定工事店と決めてください。
2. 工事は屋外の配管等から始め、最後に室内の工事を行います。
3. 便所、台所、風呂などの排水を集め、公共ますへ接続します。
4. 便槽はきれいにくみ取り、清掃、消毒し、底に穴を開け、その後土砂で埋めます。
5. 便器と給水タンクをすえ付け、給水管の配管を行います。
6. 便所床面を仕上げます。
7. 工事に要する日数は、一般住宅では2～3日です。  
そのうち便所が使用できないのは半日程度です。



### ●工事が終了すると、工事完了届を市に提出します。 ※指定工事店が代行します。

工事が終了しますと、完了届を市に提出していただきます。手続き等は指定工事店が代行しますが、書類の提出前に内容を確認したうえで、署名や押印してください。

### ●市が工事完了届により完了検査を行います。

完了検査は、施主と指定工事店と市役所の三者で行い、施工図面どおりに工事が行われているかを調べるものです。検査に合格すれば、“検査済証”を玄関などの見やすい所に職員が貼り、終了です。

## 下水道を正しく使いましょう

### ●排水管等が詰まる原因となりますので次の点には十分に注意し、正しくご利用ください。

1. 紙はトイレットペーパーを使用してください。水に溶けにくいもの（ティッシュペーパー、紙おむつ、生理用品、避妊具、ビニール類等）は流さないでください。また、台所から野菜くず、天ぷら油、残飯等は流さないでください。
2. 揮発性の高いガソリン、シンナー、灯油、アルコール類を流しますと下水道管の中で爆発する恐れがあり、下水処理場の機能低下にもなりますので流さないでください。

### ●便器が詰まって流れない時

たいていの詰まりは市販の「ラバーカップ」で直りますので、備えておくと便利です。直らない時は工事を行った指定工事店に連絡してください。

## 下水道使用料が必要です

公共下水道が使えるようになりますと、汚水の排水量に応じて下水道使用料をいただくこととなります。



## 助成制度をご利用下さい

水洗便所改造工事をされる方に対し、工事費のご負担を少しでも軽くするために助成制度を設けています。

### 【水洗便所改造補助金】

詳しくは11ページをご覧ください。

### 【融資あっせん】

水洗便所改造工事に要した費用について、金融機関からの融資を希望される方に対し、工事件につき、500,000円を上限として下記の取扱金融機関にあっせんします（アパートや寮等で便所が2個以上ある場合は、別途上限あり）

- ・利率：1.775%（令和5年度）
- ・償還方法：融資を受けた月の翌月から36回／元利均等月賦償還（繰上償還も可能）
- ・延滞金：年14.6%
- ・取扱金融機関名：  
三井住友銀行藤井寺支店 / 大阪南農業協同組合 藤井寺支店・道明寺支店

### ●助成を受ける資格

#### 【改造補助金】

- ①公共下水道を使用できるようになった日から下記期間内に水洗化工事を完了し、市の検査に合格すること。  
→くみ取り便所からの改造については 3年以内  
→浄化槽式便所からの改造については 1年以内
- ②下水道受益者負担金及び市税を完納していること。

#### 【融資あっせん】

- ③上記改造補助金の①～②の資格を備えていること。
- ④借入金の償還能力を備え、かつ、その償還について確実な連帯保証人（本市内に居住し、独立の生計を営む者）を有していること。

### 【注意事項】

1. 融資あっせんには、申請者及び市内在住で連帯保証人となる方の双方が市役所に来庁の上、申請して頂く必要があります。また、市の融資あっせん決定後、申請者と連帯保証人が、一緒に金融機関にて契約を結んで頂くこととなります。
2. 融資あっせん制度は個人のみが対象となり、法人は対象外となります。  
(法人は申請者になることも連帯保証人になることもできません)
3. 融資あっせんには、本人及び連帯保証人の本人確認書類（運転免許証等）、印鑑証明書、最新の所得証明書類（源泉徴収票等）、最新の市税完納証明書、実印、工事費用請求書等が必要です。詳細については、ご来庁前に必ずお問い合わせ下さい。

## 受益者負担金とは

下水道が整備されますと、その区域の土地は生活環境や公衆衛生の向上とあいまって利用効果も高められ、土地を所有されている方や利用者の方に利益をもたらします。

下水道は、道路や公園などのように不特定多数の方々が利用できる施設とは異なり、その恩恵を受けるのは下水道が整備された特定の区域の方々に限られることから、下水道整備にかかる費用をすべて税金などでまかなうことは、下水道を利用できない方々にまで負担していただくこととなります。

このことから、負担の公平を図るため、下水道の整備により利益を受ける区域内の土地の所有者あるいは権利者の方から、都市計画法第 75 条に基づき下水道事業費の一部を負担していただくのが「受益者負担金制度」です。

受益者負担金は、その土地に対して一度限り負担をしていただくものです。

公共下水道は、私たちに豊かで快適な暮らしをもたらすためになくてはならないものですので、下水道整備の意義や、受益者負担金制度をご理解いただきますようお願いいたします。

## 負担金を納めていただく「受益者」とは

受益者負担金は、地目や土地の利用形態に関係なく、対象区域として公告されたすべての土地が対象となり、その土地の受益者に納付していただくこととなります。

受益者とは、原則として、この対象区域内の土地の所有者をいいます。

ただし、その土地に地上権、質権や使用貸借もしくは賃貸借による権利（一時使用のために設定された権利を除く。）をお持ちの権利者がいる場合は、その方が受益者となります。

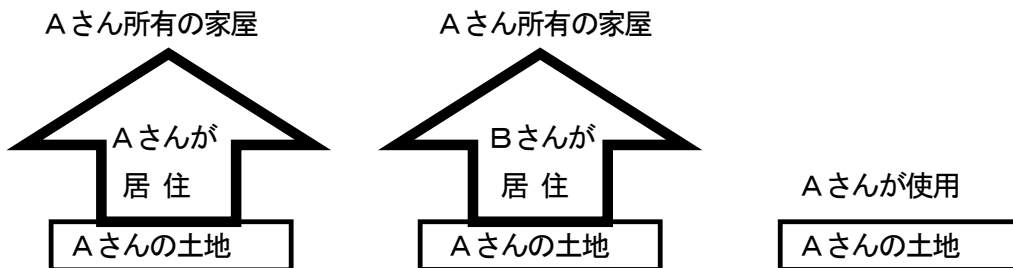
また、「私は自分の土地で公共下水道に接続しないので、公共污水ますは設置していない。だから、私は受益者には当たらないので、受益者負担金を納付する義務はない」と考えられる土地所有者の方がおられますが、公共下水道に接続していない場合や、公共污水ますを設置していない場合でも、所有されている土地が公共下水道の供用開始区域（公共下水道に接続可能な地区）になった場合は受益者にあたるため、受益者負担金の納付義務が生じます。

※根拠法令 都市計画法第 75 条

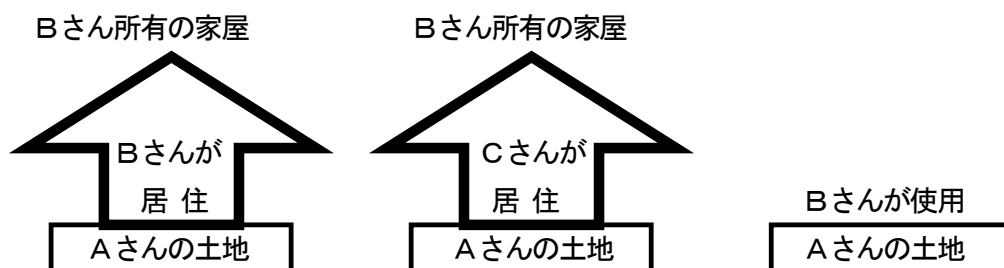
※根拠条例 藤井寺市南部大阪都市計画下水道事業受益者負担に関する条例第 2 条

一般的に、受益者は次のようになります。

例1 この場合の受益者は、Aさんです。



例2 この場合の受益者は、Bさんです。



## 受益者申告について

土地の受益者を確認するため、市から4月下旬に土地所有者へ、下水道事業受益者申告書をお送りしますので、申告書に同封している「申告書の説明書」をよくお読みになって、5月末日までに下水道総務課まで提出していただきますようお願いいたします。

※申告書の提出がない場合、土地所有者に受益者負担金がかかります。

## 1㎡あたりの負担金は460円

受益者のみなさまに負担していただく金額は、次の計算式で求めた額となります。

〈計算方法〉

460円(1㎡あたりの負担金) × 受益地面積 = 負担金額【10円未満は切り捨て】

《一例》

あなたが100㎡(約30坪)の土地を所有されている場合

460円(1㎡あたりの負担金) × 100㎡(受益地面積) = 46,000円

受益者負担金は所有している土地の面積に応じてかかります。



## 負担金の納付方法

令和4年度賦課の場合

負担金を納めていただく方法は、一括納付と3年の分割納付があります。

6月下旬に、一括払いと分割払いが選択できる納付書をお送りしますので、どちらかを選択し、金融機関の窓口にて、現金で納付してください。

また、今年度、分割納付を選択された方は、翌年度と翌々年度の6月下旬に納付書をお送りします。

なお、負担金は口座振替（自動引き落とし）や、一部の都市銀行と郵便局の窓口、コンビニエンスストアでの納付はできませんので、納付可能な金融機関を必ずご確認ください。

### (1) 一括納付

- ・負担金を令和4年度第1期の納期中に一括で納めていただくことができます。
- ・一括納付していただいた場合、以後、負担金の納付はありません。

### (2) 分割納付

- ・負担金を3年間(年2回の計6回)に分割し、納期ごとに納めていただきます。
- ・負担金の各納期は次のとおりです。

年度	期別	納期	納付書通知時期
令和4年度	1期	7月1日～ 7月31日	6月下旬
	2期	12月1日～ 12月25日	
令和5年度	1期	7月1日～ 7月31日	
	2期	12月1日～ 12月25日	
令和6年度	1期	7月1日～ 7月31日	
	2期	12月1日～ 12月25日	

※納付期限日（納期の最終日）が休日の場合は、翌営業日が期限日になります。

※1年目の第2期以降は定額です。端数は初回納付額に加えます。

《一例》 負担金総額が46,100円の場合

令和4年度第1期 8,100円 令和4年度第2期以降の各期7,600円

## 負担金の徴収猶予と減免

### (1) 徴収猶予

火災・震災・盗難などで受益者が負担金を納めることが困難な場合。また、現況が農地である場合は、一定期間徴収が猶予されます。【申請が必要となります。】

なお、徴収猶予期間が終了した時点で、一括納付が原則となります。

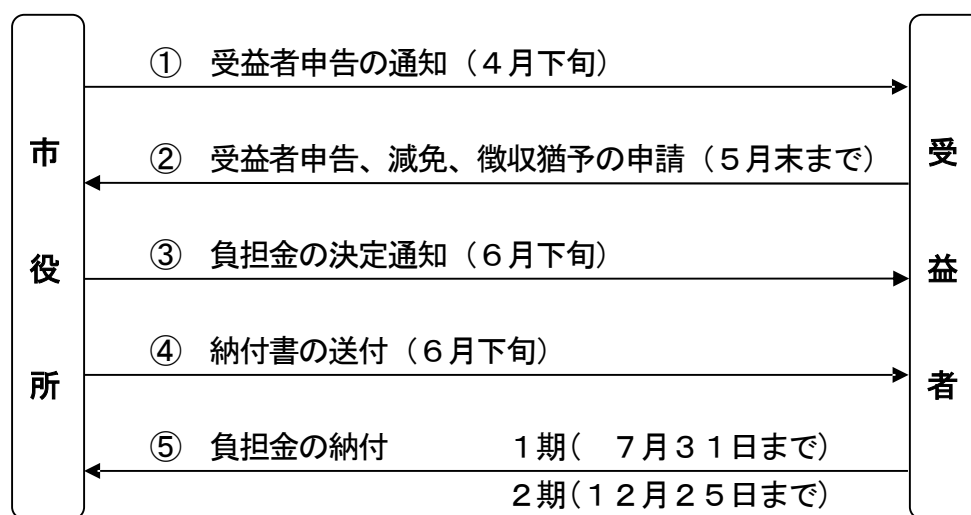
### (2) 減 免

公共施設、社会福祉施設、公共性のある私道、宗教法人施設(寺院、神社等)などの敷地。または、受益者が、生活保護法による生活扶助を受けている場合など。【申請が必要となります。】

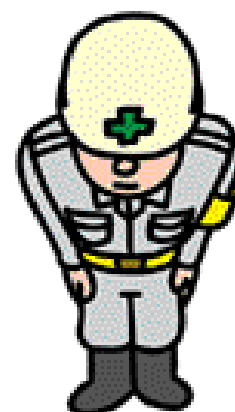
## 受益者が変わったとき

負担金を分割で納付中に、土地の売買などにより受益者が変更になった場合は、速やかに下水道総務課まで届け出てください。届出のあった日以前の納期にかかる負担金は、旧受益者に負担していただくことになります。

## 受益者負担金の申告から納付まで



※納付期限日が休日の場合は、翌営業日が期限日になります。



# 水洗便所改造補助金について

供用開始の日から 1 年以内の水洗化改造工事に対して交付します。

## ①浄化槽からの改造

補助金 10,000 円 + 奨励金 40,000 円 = 50,000 円

## ②集中浄化槽からの改造

補助金 5,000 円 + 奨励金 20,000 円 = 25,000 円 × 工事件数

## ③くみ取り便所からの改造

補助金 10,000 円 + 奨励金 40,000 円 = 50,000 円

※ただし、供用開始の日から 1 年超～3 年以内の改造については奨励金はありません。

### 【補助金及び奨励金を受ける資格】

- ①公共下水道をご使用できるようになった日（供用開始の日）から 1 年以内（翌年 8 月 14 日まで）に水洗化工事が完了し、市の検査に合格すること。
- ②下水道受益者負担金及び市税を完納していること。
- ③令和元年度以降の供用開始区域であること。



## 藤井寺市 都市整備部 下水道総務課

〒583-8583 大阪府藤井寺市岡1丁目1番1号

電話番号 072-939-1111 (代表)

072-939-1265 (受益者負担金担当 直通)

072-939-1264 (排水設備担当 直通)